

ビジネスの夢を共に育む



Vol.8  
2026.1-2



# 2026年 新年に寄せて

変化の時代だからこそ、成長と生産性を“現実的に”支えたい

Client interview

リフェコ株式会社

令和8年度

税制改正

確定申告 不動産・株・仮想通貨

「売った人」が見落としやすい税務の話



# 変化の時代だからこそ、成長と生産性を“現実的に”支えたい

## 新年を迎えて —大きな流れの中で、経営を考える一年に

PJ) 新年を迎え、代表としての今のお気持ちをお聞かせください。

小西) 明けましておめでとうございます。

まずは、2026年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日々ご相談くださるお客様、業務提携などを通じて共に歩んでくださっている皆様、そして現場で支えてくれているスタッフのおかげで、私たち DIG グループもここまで歩んでくることができました。新しい年を迎えたことに感謝しています。今年は特に、インフレ・人手不足・AI の進展など、経営環境の変化を強く意識せざるを得ない一年になると感じています。

「何となく続けていく」ことが難しくなり、経営の方向性を改めて考える節目の年になるのではないでしょうか。

## 国の方針が示す「中小企業のこれから」

PJ) 最近の経営環境や国の動きを、どのように見ていますか。

小西) 今、大きなキーワードの一つが「100 億円企業の創出」です。

これまで日本は、中小・零細企業が数多く存在し、地域や雇用を支えてきました。実際、それが日本の強みでもありました。

一方で、コロナ禍を経て人手不足が深刻化し、「人を増やせない」「生産性もなかなか上がらない」という現実がはっきりしてきました。

その結果、企業をある程度の規模に成長させるか、もし

くは規模はそのままでも生産性を高めるか——そうした選択が、これまで以上に求められていると感じます。統計を見ても、零細企業になるほど生産性が低くなる傾向は明らかです。無理に大きくする必要はありませんが、生産性向上への取り組みは避けて通れない時代に入ったと言えるでしょう。

### 「人が足りなくて潰れる会社」をどう支えるか

PJ) そのような中で、経営者にとって重要な視点は何でしょうか。

小西) お金がなくて倒産してしまう企業については、金融支援をはじめ、世の中的にも一定の支援スキームが整っており、状況に応じて救済につながるケースも見られます。一方、人手不足が原因で事業が回らなくなるケースは、構造的な要因も多く、依然として対応が難しいのが実情です。これは、今の国の方針の一つの側面でもあると感じています。

だからこそ、

- ・人に頼りきらない体制づくり
- ・業務の効率化・生産性向上
- ・そのための財務・労務の土台づくり

これらを早い段階から考えていくことが重要です。

DIG グループでは、こうした考え方を以前から大切にし、財務支援・労務支援の両面から、企業の成長と安定を支えてきました。本年も、事業を持続的に回していくための支援を、着実に強化して参ります。

### AI は「置き換えるもの」。 だからこそ人は価値ある仕事へ

#### PJ) AI 活用については、どのようにお考えですか。

小西) AI に置き換えられるものは、積極的に置き換えていくべきだと思っています。

私たち自身も、正解があるわけではありませんが、試行錯誤しながら AI 活用を進めています。

目的は、「楽をすること」ではなく、人が本来やるべき仕事を時間を使えるようにすること。

その成果は、最終的にお客様へ還元していきたいと考えています。

その一環として取り組んでいるのが、「AI ディグる会」です。

面白い取り組みをされている方に登壇していただき、実践的な事例を共有する場として、少しずつ広げています。誰でも参加できるイベントなのでぜひ本書を読まれている方もご参加されてください。

### DIG グループ自身も、成長の当事者

#### PJ) DIG グループご自身の経験についてもお聞かせください。

小西) 私たち自身、月商 3 万円の時代から現在まで、さまざまなフェーズを経験してきました。順調な時期ばかりではなく、悩み、試行錯誤しながらここまで来たという実感があります。

だからこそ、「机上の理論」ではなく、実体験に基づいた支援ができるのが私たちの強みだと思っています。

何かお手伝いできることがあれば、遠慮なく声をかけてください。

### 知見と経験を、組織として共有していく

#### PJ) 今後、特に力を入れたいことはありますか。

小西) お客様のご支援をしている担当者だけでなく、幹部陣や内勤のメンバーも含めて、知識や経験を共有できる場を増やしたいと考えています。経営は一人で考えるより、複数の視点があった方が、選択肢は広がります。本年はお客様同士、あるいはお客様と DIG のメンバーも交えたコミュニケーションの場を増やしていく予定ですので、ぜひ気軽にお声がけください。

### 読者の皆さんへ—新年のメッセージ

小西) 経営を取り巻く環境は、これからも簡単にはなりません。

それでも、「成長」か「生産性向上」か、どちらかに向けて一步を踏み出すことで、未来は確実に変えていくことができます。

DIG グループは、財務・労務・仕組みづくりの面から、皆さんと一緒に考え、事業の持続と発展に向けて伴走して参ります。

小さなご相談でも構いません。

本年も、どうぞお気軽にお声がけください。



## 令和8年度税制改正



# ＼私たちの生活はどう変わる？／ 6つの重要なポイントを解説！

DIG税理士法人 副代表  
税理士 小山 寛史

### はじめに

税制改正と聞くと、なんだか小難しくとつつきにくいイメージで、「自分には関係ない」と感じる方も多いかもしれません。しかし、それは大きな誤解です。令和8年度の税制改正は、パート・アルバイトで働く方の給与、NISAに続く新たな投資戦略、そして企業の事業運営まで、私たちの生活の様々な側面に直接的な影響を及ぼします。

この記事では、専門家の視点から税制改正大綱を読み解き、特に影響が大きい「7つの重要なポイント」を厳選。誰にでも分かるように、シンプルに速報解説します。今後の家計や働き方、資産形成を考える上で、必ず知っておくべき変化がここにあります。

### 1. 【減税】「年収の壁」が178万円に！パート・アルバイトの働き方が変わる？

#### ► 改正のポイント

これまで多くの方が意識してきた、所得税が課され始める「年収の壁」が178万円に大幅に引き上げられます。これは近年の物価高に対応し、世帯の手取り収入を増やすために労働時間を調整するといった「働き控え」への懸念を払拭するための措置です。具体的には、「基礎控除」と「給与所得控除」の最低保障額がそれぞれ増額されることで実現します。

#### ► 改正前後の比較

例えば、年収665万円までの方を対象とした控除額の変化は以下の通りです。

項目	改正前（令和7年）	改正後（令和8・9年）
給与所得控除（最低保障額）	65万円	74万円（本則69万円+特例5万円）
基礎控除（最大）	95万円（本則58万円+特例37万円）	104万円（本則62万円+特例42万円）
課税最低限（合計）	160万円（年収200万円まで）	178万円（年収665万円まで）

なお、扶養控除についても同時に改正となっており、配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下（改正前：58万円以下）に引き上げられます。

改正前：年収123万円以下 ⇒ 年収136万円以下（令和8・9年）であれば配偶者控除、扶養控除が取れることになります。

#### ► 実務上のポイント

- 適用時期：この変更は令和8年分の所得税から適用され、同年の年末調整で精算されます。月々の源泉徴収税額に反映されるのは令和9年からとなります。
- 扶養控除への影響：基礎控除額の引き上げに伴い、配偶者控除や扶養控除の対象となる配偶者・親族の所得要件も緩和され、控除を受けられる範囲が広がります。（扶養親族の年収が136万円以下であれば配偶者（扶養）控除が38万～63万円取れる）
- 将来的な見直し：基礎控除額は、令和10年以降、2年ごとに消費者物価指数を基に見直される予定です。つまり、この「178万円の壁」は今後も変動する可能性があります。

## 2. 【減税】投資家必見！暗号資産の利益が「分離課税」へ

### ► 改正のポイント

暗号資産（仮想通貨）の税制が歴史的な転換点を迎えます。これまで給与など他の所得と合算して税額が決まる「総合課税」だったものが、株式投資やFXと同様に、他の所得とは別に税額を計算する「申告分離課税」へと移行します。これにより、多くの投資家にとって税負担が大幅に軽減されることになります。ただし、この措置は国内の登録交換業者を通じて取引される、一定の要件を満たす暗号資産（国民の資産形成に資するもの）に限定されます。

### ► 改正前後の比較

課税方法の変更による違いは一目瞭然です。

項目	改正前（総合課税）	改正後（申告分離課税）
課税方法	他の所得と合算して課税	他の所得と分離して課税
税率	住民税と合わせ最大約 55%（累進課税）	住民税と合わせ約 20%（一律）
損失の繰越	不可	最大 3 年間の繰越控除が可能

### ► 実務上のポイント

- 適用開始時期：金融商品取引法の改正が前提となっており、令和9年または令和10年からの適用が見込まれています。
- 保有資産への適用：この変更は新たに取得した資産だけでなく、既に保有している暗号資産の売却益にも適用される可能性が高いです。
- 対象銘柄：どの暗号資産（例：ビットコイン、イーサリアム）が申告分離課税の対象となるか、具体的な銘柄は今後定められます。続報に注目が必要です。

## 3. 【増税】富裕層への課税強化：所得 1.65 億円超が対象に

### 改正のポイント

所得が極めて高い富裕層に対する「ミニマム課税」が強化されます。これは、株式の売却益など分離課税（約 15%）の対象となる所得が多い富裕層の実質的な税負担率が、中所得者層よりも低くなる「1 億円の壁」問題を是正し、税の公平性を確保するための措置です。これにより M&A や不動産売却等で高い所得を得た方でも 20%を超える税率で課税されることになります。

### ► 改正前後の比較

ミニマム課税の計算方法が、より低い所得水準から適用されるように変更されます。

項目	改正前（令和 7・8 年）	改正後（令和 9 年～）
特別控除額	3.3 億円	1.65 億円
税率	22.5%	30%
追加負担が発生する所得の目安	約 10.3 億円超	約 3.3 億円超

### ► 実務上のポイント

- 対象者：この変更は、「超富裕層」と見なされる所得の基準を大幅に引き下げるものです。M&A による事業売却を計画する起業家や、大きな含み益を持つ資産を保有する個人は、出口戦略の再評価が必須となります。
- タイミングの重要性：令和 8 年中の売却と令和 9 年以降の売却では、税負担が全く異なります。例えば、所得 5 億円の場合、令和 9 年以降は新たに約 2,500 万円の追加負担が発生する可能性があります。売却タイミングの計画がこれまで以上に重要になります。
- 住民税：この改正の影響を受けない（5%のまま）

## 4. 【増税】不動産購入による相続税対策にメス！貸付用不動産の相続税評価が見直し

### ► 改正のポイント

相続税や贈与税の計算において、貸付用不動産の評価方法が見直されます。これは、相続開始の直前に一棟収益物件などを利用し、市場での実勢価格と相続税評価額との差額を利用した過度な節税に対応するための措置です。なお、相続や贈与の直前 5 年以内に取得、新築した貸付用不動産が対象となります。

### ► 改正前後の比較 評価方法が大きく変わります。

項目	改正前	改正後
評価方法	路線価等を基にした通達評価額	原則、取得価額を基に計算した価額（地価変動を考慮した取得価額 80% 相当で評価も可能）
対象	すべての貸付用不動産	相続開始前 5 年以内に取得した一定の貸付用不動産

### ► 実務上のポイント

- 猛い：相続等の直前に駆け込みでの不動産取得による相続税対策を防ぐものです。
- 適用除外：取得、新築から 5 年を超えて保有している不動産については、引き続き従来の路線価等を基にした評価方法が適用される見込みです。
- 注意点：「小規模宅地等の特例」への影響や「法人が取得した不動産についての適用」など、まだ詳細が不明な点もあるため、今後の情報開示を注意深く見守る必要があります。

## 5. 【増税】小口化不動産商品も対象に：相続税対策はさらに厳しく

### 改正のポイント

貸付用不動産と同様に、不動産小口化商品についても相続税評価の見直しが行われます。これも評価額の乖離を利用した節税スキームを封じるための措置ですが、重要な違いがあります。この新しい評価ルールは、取得時期にかかわらず、すべての不動産小口化商品に適用されます。

### ► 改正前後の比較 評価方法が市場価格を反映するものに変わります。

項目	改正前	改正後
評価方法	路線価等を基にした通達評価額	市場での取引価額に相当する金額で評価
対象	すべての不動産小口化商品	すべての不動産小口化商品（取得時期を問わない）

### ► 実務上のポイント

- 即時適用：一般的な貸付用不動産と異なり、「5 年以内」といった期間の定めはありません。令和 9 年の施行日以降、保有するすべての不動産小口化商品が影響を受けます。
- 戰略の見直し：これらの商品を相続対策に活用している方は、直ちに税理士などの専門家と相談し、資産計画全体を見直すことを強く推奨します。

## 6. 【減税】日本の競争力強化へ：大型投資を後押しする新税制が誕生

### ► 改正のポイント

「強い経済」の実現に向け、企業の国内における大規模・高付加価値な設備投資を強力に後押しする新しい税制が創設されます。この制度は、全業種を対象とし、従来の制度では対象外となることが多かった「建物」への投資も含まれるなど、非常にパワフルなインセンティブとなっています。

## ▶ 制度の主な特徴

### ・優遇措置：

- 即時償却 または
- 税額控除：7%（建物・付属設備・構築物は 4%）※ 3 年間繰越し控除可

### ・主な適用要件：

- 投資額：35 億円以上（中小企業は 5 億円以上）
- 収益性：年平均の投資利益率（ROI）が 15% 以上と見込まれること

### ・対象資産：機械装置、工具、器具備品、建物、ソフトウェアなど

## ▶ 実務上のポイント

- 魅力的な選択肢：大規模な設備投資を計画している企業、特に建物の新築や購入を伴う場合には、極めて魅力的な選択肢となります。
- 適用不可：貸付用の資産については適用不可となります。
- 重複適用の制限：この新税制の適用を受ける場合、他的一部の投資促進税制は同時に利用できません。

## 7. その他の改正

### 【個人】

- NISA の対象年齢を 18 歳未満（0 歳から）に拡充
- ふるさと納税の控除に定額上限 193 万円を設定
- マイカー通勤手当の非課税枠を増額
- 食事支給の非課税限度額の月額 7,500 円、1 食 650 円に引き上げ



### 【法人】

- 少額減価償却資産の取得価額の基準を 40 万円へ引き上げ
- 賃上げ促進税制の教育訓練費の上乗せ措置が廃止



### 【資産税、消費税】

- 事業承継税制の承継計画の提出期限を R10 年 9 月 30 日まで延長
- 教育資金一括贈与非課税制度を R8 年 3 月 31 日をもって廃止
- インボイス制度の 2 割特例を見直し、R9.10 年は 3 割特例を認める（個人事業主のみ）

## おわりに

令和 8 年度税制改正は、物価高への対応、個人から大企業に至るまでの投資促進、そして税負担の公平性の確保といった、現代社会が直面する課題が色濃く反映された内容となりました。

とりわけ、高所得者や富裕層に対する課税強化が目立つ一方で、低・中所得者層には手取りの増加につながる施策が多く盛り込まれており、税制の方向性が二極化している印象を受けます。

もっとも、富裕層から税を徴収することのみで課税の公平性が確保されるわけではありません。また、高所得者に対する過度な課税強化は、「稼ぐ」というインセンティブを損ない、結果として経済全体にとって逆効果となる側面があることも、十分に認識する必要があるでしょう。

税制は再分配機能と成長促進機能の双方を適切に両立させることが不可欠であり、今後の税制改正においては、より一層バランスの取れた制度設計がなされていくことを期待したいところです。

——今回は、住宅用太陽光発電や蓄電池の販売・施工を手がけるリフェコ株式会社で、事業戦略を担う取締役 執行役員・柴田さんに、お話を伺いました。

### 「押し売りはしない」

——創業当初から変わらない集客の哲学

——まずは、御社の事業内容とこれまでの歩みを教えてください。

柴田：当社は、太陽光発電と蓄電池の住宅用の販売・施工がメイン事業です。「ゆめソーラー」というブランドを立ち上げて、もう 16 年ほどになります。それ以前は、家電量販店さんのフランチャイズとして、太陽光発電を販売していました。

### 潜在層にも届くマーケティング

——「今すぐ客」だけを見ない

——現在の集客・マーケティングはどのようにされていますか。

柴田：マーケティングは WEB や SNS が中心です。

ポイントは、

「今すぐ太陽光を受けられる人」だけを見ないことです。たとえば、

▶アパート・マンション住まいの方

▶まだ家を持っていない大学生・高校生

こうした方々は、今すぐのお客様ではありません。でも、将来結婚して戸建てを建てるかもしれない。そのとき、「電気代が高いけど、どうしよう？」

→ そうだ、ゆめソーラーがあった」と思い出してもらえるかどうか。

その将来の一瞬のために、潜在層への情報発信を毎日コツコツと続けているのが、今のリフェコです。

### 住宅から企業の屋根へ

——「自然を壊さない普及の仕方」を目指して

——今後の事業展開についてはいかがでしょうか。

柴田：これまで住宅用を中心でしたが、ここ数年、企業の工場やオフィスの屋根に太陽光を載せたいというニーズが増えてきました。銀行様などからのご紹介もあり、少しずつ実績を重ねています。

国としても、

「自然を壊して山や農地に太陽光を敷き詰めるのではなく、すでに電気を多く使っている建物の屋根に載せるべき」という方向性を打ち出しています。

実際、事業者向けの補助金制度を設ける自治体も増えしており、毎月 10 万～ 15 万円規模の電気代を払っている企業では、太陽光設備の回収期間も比較的短くなります。

電気代の削減・停電対策・優遇税制・脱炭素。

これらを同時に実現できる手段として、今後も企業の屋根への普及を強く進めていきたいと考えています。

### 人材・組織づくり

——「安心して長く働ける会社」であるために

——社員数や人材面の状況についても教えてください。

柴田：ゆめソーラー立ち上げ当初は、社員は 20 名程度でしたが、現在は約 70 名の体制になりました。

採用は決して楽ではありませんが、

「求める人材像」「どんな行動を期待しているか」を社内で明確にし、評価にも反映させるようにしてから、離職率はそれほど高くありません。

また、直近では 9% 以上の賃上げも行いました。新卒採用も毎年 2 ～ 3 名ほどを行い、OJT を中心に育成しています。

再エネ業界は制度も市場も日進月歩で変わるため、マニュアルを一度作っても、1 年後には内容が変わってしまいます。だからこそ、考え方・対処の仕方を現場で一緒に学ぶ OJT を重視しています。

「訪問販売で数字だけを追う会社」ではなく、

「お客様が安心して問い合わせできる会社＝従業員も安心して長く働ける会社」

でありたいという思いは、ここでも大事にしている点です。

### 社是「動善無私」

——善いことかどうか、を自分に問い合わせ続ける

——御社の社是「動善無私」についても伺えますか。

柴田：「動善無私（どうぜんむし）」は、京セラの稻盛和夫さんの言葉をベースに、代表がつくった四字熟語です。「何か判断・行動するときに、それが善いことかどうか、自分の私心を捨てて考えよう」という意味を込めています。

営業には予算も KPI もあり、どうしても数字を追う側面があります。問い合わせ件数が少ないときには、つい“無理にでも行きたくなる”のが人情です。

そんなときこそ、

○本当にお客様のためになるか

○第三者から見ても「いいね」と言える提案かを自分に問い合わせる。

一方で、「周りのために」と言いながら、自分を犠牲にしそうで倒れてしまっても意味がありません。

正当な利益をしっかり追求しつつ、その過程や結果が社会の「善」につながっているかどうかを問い合わせ続ける。

それが「動善無私」という言葉に込められた、当社の経営姿勢です。

# なく、“選ばれる”もの】

リフェコ株式会社  
取締役 執行役員 柴田 賢輔

2030年、売上100億へ  
—少数精銳で「意味のある成長」を

—中長期の数値目標はありますか。

柴田：2030年に売上100億円・営業利益率10%、  
という目標を掲げています。

ただし、人をいたずらに増やす計画ではありません。  
イメージとしては、社員100人程度の少数精銳で、その  
規模を達成できる会社。

「人数の多さ」ではなく、1人ひとりが高い生産性と専門  
性を発揮し、社会にとって意味のある成長をしていく。

そんな組織を目指しています。

中小企業の皆さんへ  
—「付けるかどうか」は、その前の対話から

—最後に、本誌の読者である中小企業経営者・ご担当者  
の皆さんへ、メッセージをお願いします。

柴田：経営者で、経費のことを気にしない方はいらっしゃ  
らないと思います。電気代削減は、その中でも分かりやすい  
テーマのひとつです。

ただ、私たちは「今付ければ節税になりますよ」「今がチャン  
スですよ」だけの提案はしたくない、と考えています。  
その企業が、

◎これからその建物を何年使うのか

◎10年、15年、20年というスパンで、どんな事業を描  
いているのか

◎停電リスクや脱炭素、節税をどう位置づけるのか

こうしたことを一緒に考えた上で、「今、付けるべきか」「も  
う少し先か」「そもそも付けない方がいいのか」を検討す  
るの、本来あるべき姿だと思っています。

ですから、まずは「太陽光を付けるかどうかを決める前の  
相談」をしていただけだと嬉しいですね。

設備の良し悪しや価格の前に、事業の未来像やお金の流れ  
と一緒に整理しながら、「その会

社にとって最も良い選択」を考える。

そのプロセス自体が、きっと皆さまの経営にとってもプラス  
になるはずです。

ご興味のある方は、ぜひ一度、  
気軽にお声がけいただければと  
思います。



## ○ゆめソーラー®



月々のお支払  
実質負担なし  
(5年で設備費用回収!)

一括償却で  
優遇税制  
メリット

BCP対策として  
災害に備えを

▼18.2kW（年間発電量19,611kWh）を設置の場合※2

設置費用

0円

+ 経済メリット 45,010円/月

- 設備利用料 30,000円/月

支払期間が終了しても  
電気代削減は続く！

優遇税制が  
R9年3月  
まで延長♪



※1:自己所有に限る、ほか諸条件あり ※2:福岡県福岡市、傾斜角0度でのシミュレーション ※3:9年払い(2025年10月時点)

# 確定申告 不動産・株・仮想通貨 「売った人」が見落としやすい税務の話

## 不動産・株の譲渡所得 「知っているつもり」が一番危ない分野

### 「その売却、本当に申告は不要ですか？」不動産・株の譲渡所得 今年の再確認ポイント

不動産や株の売却は、確定申告の中でも「毎年やっているから大丈夫」「証券会社が計算してくれているから安心」と、つい自己判断で進めてしまいがちな分野です。しかし実際には、申告が必要なのに見落とされやすいケースや、申告すれば税負担を抑えられたのに、そのままにしてしまっているケースも少なくありません。

特に、不動産の特例や株の口座区分は、「知っているつもり」がかえって判断を誤らせる原因になることもあります。まずは、不動産と株の譲渡所得について、基本と注意点を整理してみましょう。

### まず押さえたい「譲渡所得」の共通ルール

譲渡所得とは、土地・建物・株式などの資産を売却・譲渡することで得た利益を指します。

計算の基本は次のとおりです。

$$\text{売却価額} - \text{取得費} - \text{譲渡費用} = \text{譲渡所得}$$



ここで重要なのは、「売却した金額」そのものではなく、いくらで取得し、どのような費用がかかっているかという点です。給与や事業所得とは計算方法や税率が異なるため、同じ感覚で考えてしまうと判断を誤りやすくなります。

### 不動産の売却で特に多い勘違い

不動産の譲渡所得で多いのが、「マイホームだから非課税」「相続した家を売っただけだから関係ない」といった思い込みです。

たしかに、居住用財産を売却した場合には3,000万円特別控除などの優遇制度があります。

しかし、これらの特例は自動的に適用されるものではなく、確定申告を行って初めて使える制度です。利益がゼロになる場合でも、申告そのものが必要になるケースは少なくありません。

また、相続した不動産を売却した場合には、取得費が分からず、概算で計算してしまうことで本来よりも多く税金を払ってしまう例も見受けられます。さらに、不動産は所有期間が5年を超えるかどうかで税率が大きく変わる点も要注意です。

▶「特例があるから大丈夫」ではなく、「正しく使っているか」が重要

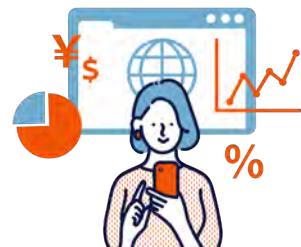
### 株の売却は「口座の種類」で扱いが変わる

株式の譲渡所得は、どの口座で取引しているかによって、確定申告が必要かどうかが変わります。

一般的に、**特定口座（源泉徴収あり）**で取引が完結している場合、その売却益については原則として確定申告は不要です。

一方で、**特定口座（源泉徴収なし）**や**一般口座**の場合は、利益が出ていれば申告が必要になります。

また、株式取引で損失が出た年でも、損益通算や繰越控除を利用するには申告が必要です。「損をしているから申告しない」という判断が、結果的に翌年以降の税負担を重くしてしまうこともあります。複数の証券会社を利用している場合も、全体を整理しないまま放置してしまうケースが多いため注意が必要です。



## 仮想通貨（暗号資産）「知らなかった」が一番多い申告分野

### 仮想通貨は「売っていないても」課税される？

仮想通貨（暗号資産）は、不動産や株とはまったく異なるルールで所得の計算や課税が行われます。

そのため、「日本円に換えていないから大丈夫」「少額だから申告は不要だと思っていた」という誤解が生じやすい分野です。実際には、取引内容によっては売却していないても課税対象になるため、知らないうちに申告漏れが起きてしまうケースも少なくありません。

### 仮想通貨は「譲渡所得」ではありません

仮想通貨の利益は、原則として雑所得として扱われます。株式のような分離課税ではなく、給与や事業所得など、他の所得と合算して税額が計算されるのが大きな特徴です。そのため、所得が増えるほど適用される税率が高くなる可能性があります。「株と同じ感覚」で考えてしまうと、想定以上の税負担になることもあるため注意が必要です。

### こんな取引も課税対象になります

仮想通貨で課税対象となるのは、日本円に換えた場合だけではありません。

#### 主な課税対象例

- 仮想通貨を円に換金した
- 仮想通貨で別の仮想通貨を購入した
- 仮想通貨で商品やサービスを購入した
- 複数の取引所を利用して売買している



特に注意したいのが、仮想通貨同士の交換や、決済に使った場合です。

自分で「売却したつもりがない」取引でも、税務上は利益が確定したと判断されることがあります。日頃から取引履歴を整理しておくことが、確定申告時の負担を軽くするポイントです。

### 仮想通貨 よくある不安・誤解 Q&A

Q：少額なら申告しなくていい？

A：金額の大小ではなく、所得が発生しているかどうかで判断します。

Q：計算が難しくて分からぬ場合は？

A：取引履歴を基に整理することで対応可能なケースが多くあります。

Q：損失は株の利益と相殺できる？

A：原則としてできません。ここが株との大きな違いです。



### Check! 確定申告：ひとつでも当てはまれば要確認

- ✓ 不動産・株・仮想通貨を売却した
- ✓ 申告が必要かどうか判断に迷っている

- ✓ 相続・贈与で取得した資産を処分した
- ✓ 過去の取引も含めて不安が残っている

#### 税理士からのひとこと

譲渡所得は「自己判断」が最もリスクの高い分野です。

金額の大小にかかわらず、一度整理しておくことで将来のトラブルや無駄な税負担を防ぐことができます。



# News!

## ちょっと役立つ、ちょっと気になる情報をピックアップ！

### Seminar

#### 令和8年度税制改正 徹底解説! 副代表税理士が伝える 「企業経営と個人の判断ポイント」

今号でも4ページに渡って特集しました「令和8年度税制改正」についてのセミナーの開催が決定しました。

令和8年度税制改正は、「年収の壁の引上げ」や「暗号資産の分離課税化」といった身近な減税から、「高所得者課税の強化」「相続税対策への規制強化」などの資産層・経営層への増税まで、企業経営・個人資産・従業員の働き方に広く影響する内容となっています。

本セミナーでは、税制改正大綱を税理士・経営視点で読み解き、「制度の解説」に留まらず、企業として・経営者として・実務担当者として、どう判断すべきかを明確にします。

- ◎ 開催日：2026年2月13日（金）
- ◎ 時間：14:00～15:30
- ◎ 参加費：無料



DIG税理士法人  
副代表 税理士  
小山 寛史

お申込み詳細はこちら▶



#### 読者アンケートのお願い

##### 1-2月号アンケートからピックアップ

経営や業務に関して、最近気になっていること・困っていることがあればお聞かせください。

#### 「AI ディグる会 vol.3」

～AI活用で悩んでる人必見！先行事例を深掘りして「成果」につなげる！

「AIツールを触ってはみたものの、業務でどう活かせばいいか分からない」

「他社はうまく使っているらしいけど、実際どこで、

どう利益につながっているのかが見えない」

そんな疑問を抱えている方に向けた、実践型のイベントを開催します！

本イベントでは、成功事例だけでなく「試行錯誤のプロセス」まで包み隠さずお話します。

##### ▶ 内容

##### ◎ Part 1. AIでビジネスを加速させる！

— 中小企業向けサービス開発の現場が語る、AI活用のリアル

##### ◎ Part 2. 明日から使える！

— 社内業務を変えた、AI活用事例とその検証結果

◎ 開催日：2026年1月27日（火）

◎ 時間：18:00～20:00

◎ 開催場所：DIGグループセミナールーム  
福岡市中央区天神4-3-30 天神ビル新館6F

◎ 参加費：無料

お申込み詳細はこちら▶

<https://dig-group.co.jp/blog/seminar/260127>



#### お詫びと訂正

弊社発行の「DIG + 12月号」表紙におきまして、掲載した会社名に誤りがございました。

正しくは「株式会社伊都電設工業」でございます。

関係者の皆様ならびに読者の皆様に多大なるご迷惑とご不快の念をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

「もっと読みたくなる DIG +」を目指しています！

ご意見・ご感想をぜひお聞かせください。

ご回答頂いた方  
みなさまに  
DIGグッズを  
プレゼント！

ご回答  
フォームは  
コチラ▶

